

社会福祉法人寿栄会行動計画（第5回）

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産を通じて子育て中の職員への支援を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月1日～令和2年3月31日までの2年6ヶ月間

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈対策〉

- ・平成29年10月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限等諸制度の周知
- ・平成30年 1月～ 雇用保険法に基づく育児休業給付等諸制度の周知
- ・平成30年 9月～ 労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知

目標2：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上とする

〈対策〉

- ・平成29年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を確認・把握する
- ・平成30年 2月～ 計画的な年休取得の
- ・平成30年 4月～ 各部署において取得計画を作成する
- ・平成30年 9月～ 職員通信「じゅらちゃん」にて広報活動をする

目標3：子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

〈対策〉

- ・子ども参観日を4回実施する
- | | | |
|----------|---|---|
| 平成30年 7月 | } | 実際に親の仕事を経験してもらい、親子のコミュニケーションを深め職場全体で子供の成長を見守る。またそのうち2回は、県の教育委員会の「わが社は学校教育サポーター」に登録し、「働く背中を見せるキャンペーン」に参加し、職場と学校が協力して子供の成長を見守る。 |
| 平成30年 8月 | | |
| 平成30年 7月 | | |
| 平成30年 8月 | | |